

き じつ ぜん
期 日 前 投 票

をご利用してください

期間が決まり次第、市ホームページでお知らせします。

期日前投票所

期日前投票所	期 間	時 間
廿日市市役所7階	公示日の翌日～ 投票日の前日	8時30分～ 20時
・佐伯支所 ・吉和支所 ・大野支所 ・宮島支所	投票日の8日前～ 投票日の前日	
廿日市市民ホール (ゆめタウン廿日市2階)		10時～20時

※土・日曜日にも投票できます。また、期日前投票に限り、6つのどの投票所でも投票できます

投票日に仕事や旅行、病気、用事などで投票に行けない人は、事前に期日前投票ができます。期日前投票をするときは、「期日前投票宣誓書」への記入が必要です。

期日前投票所で指定の用紙に記入することもできますが、選挙のお知らせはがき裏面の「期日前投票宣誓書」にあらかじめ必要事項を記入しておく、投票の受け付けが早く済みます。

※新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況は、期日前投票を行うことができる事由となります。宣誓書にある期日前投票の事由は「天災又は悪天候により投票所に到達することが困難」を選択してください

■ 記載例 (はがきの裏面)

期日前投票宣誓書	
私は、第26回参議院議員通常選挙の当日、次の理由に該当する見込みですので、期日前投票をしたく、以下の記載が真実であることを誓います。 令和4年〇月〇〇日	
氏 名	廿日市 花子 該当する番号・記号を○で囲んでください。(4は省略しています)
生年月日	明・大・昭・平 63年4月1日 1 [ア 仕事 イ 学業 ウ 地域行事の役員 エ 冠婚葬祭] に従事 オ その他 ()
住 所	※表面に記載の住所と同じ場合は記入不要 2 1以外の用事等のため、投票区域外に外出、旅行、滞在 3 病気、負傷、出産、身体障害などのため歩行困難 4 住所移転のため、他の市区町村に居住 5 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

※「期日前投票宣誓書」には、氏名・生年月日のほか、選挙当日に投票できない事由で該当するものにチェックを入れてください

7月執行予定 参議院議員通常選挙



国の代表を選ぶ大切な選挙です。皆さんそろって投票しましょう。

※日程は決まり次第、ホームページで案内します

問い合わせ

廿日市市選挙管理委員会事務局 ☎9228
佐伯支所 (選挙担当) ☎21112
吉和支所 (選挙担当) ☎2112
大野支所 (選挙担当) ☎2005
宮島支所 (選挙担当) ☎2000

投票所における新型コロナウイルス感染症対策

皆さんが安心して投票できるよう、投票所の立会人と職員はマスクまたはフェイスシールドを着用し、アルコール消毒液・飛沫防止用パーティションの設置、筆記用具・記載台などの定期的な消毒、使い捨て鉛筆の用意、定期的な換気などの対策を行います。

皆さんへのお願い

来場の際は、マスクの着用や咳エチケット、周囲の人との距離を保つなどの感染症対策の徹底をお願いします。

その他

持参した鉛筆またはシャープペンシルも使用できます。
※ボールペンは投票用紙の性質上インクがにじむ可能性があります。推奨しません



郵便投票の対象一覧

障がい名	障がいの程度			介護保険の被保険者証	要介護5
	1級	2級	3級		
両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	△	要介護5	戦傷病者手帳
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	—	○		
免疫、肝臓の障がい	○	○	○		

※身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っていない場合でも、この表と同程度の障がいがあるという証明を廿日市長または広島県知事から受けた人は、郵便による不在者投票をすることができます

投票用紙の請求には「郵便等投票証明書」が必要です。「郵便等投票証明書」がなくても、市ホームページにも選挙に関する情報を掲載しています。

● **新型コロナウイルス感染症による療養者の投票 (特例郵便等投票)**
新型コロナウイルス感染症により自宅療養または宿泊療養している人のうち、投票用紙などを請求するときに、外出自粛要請または隔離・停留の措置にかかる期間が投票しようとする選挙の期日の公示または告示の日の翌日から選挙の当日の期間にかかると見込まれる人は、選挙管理委員会から投票用紙を取り寄せて、郵便で療養場所から投票できます。

● **濃厚接触者の人は、特例郵便等投票の対象ではありません。**
感染拡大防止策を行い、投票所で投票してください

● **投票用紙の請求期限 (郵便投票・特例郵便等投票)**
選挙期日の4日前まで(必着)



投票できる人

年齢など 選挙期日に年齢が満18歳以上の日本国籍を有する人
住所 本市に転入の届け出をした日から選挙の公示日前日までに3カ月以上、引き続き市内に住んでいる人
※他の市区町村から本市に転入した人で、転入の届け出をした日から選挙の公示日前日までの期間が3カ月未満の人は、転入前の市区町村の選挙人名簿に登録されている場合は、原則、前住所地での投票となります。転入前の市区町村の選挙管理委員会に問い合わせてください。

投票所・投票時間

投票所および投票時間は、広報はつかいち7月号に掲載予定です。また、「選挙のお知らせはがき」にも記載しています。

● **選挙のお知らせはがき (入場券)**
選挙権がある人に、投票の日時・場所などを記載した「選挙のお知らせはがき」を選挙の公

不在者投票

示日ごろに郵送します。記載事項を確認し、投票の際に本人が持って来てください。
はがきが届かない場合や無くした場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所で申し出てください。
※郵便事情などで、同じ世帯や地域でも届く日が前後する場合があります

● **指定病院などでの不在者投票**
不在者投票ができる指定を受けた病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、その病院などで不在者投票ができます。病院などの職員に申し出てください。

滞在先での不在者投票

選挙期間中、出張などで市外に滞在中の場合、廿日市市選挙管理委員会から投票用紙を取り寄せて、滞在先の選挙管理委員会ですべての手続きを済ませます。

● **不在者投票 (郵便投票)**
法で定める重度の障がいなどがある人は、廿日市市選挙管理